



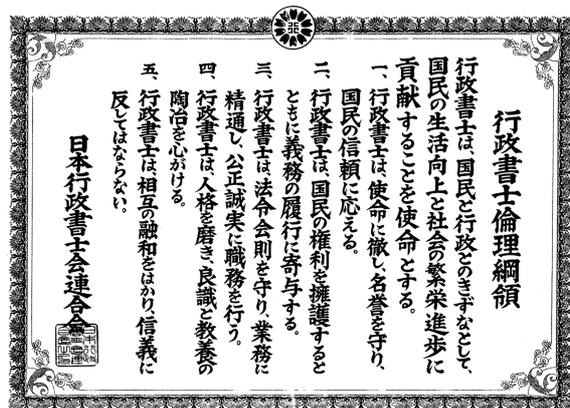
# 愛知

- 戸籍の見方に関する研修会
- 広報月間PR活動
- 三県行政書士会 合同訪問



# 目次

災害と通信インフラそしてアマチュア無線	常務理事 黒澤 淳	1
戸籍の見方に関する研修会		2
広報月間PR活動		3
三県行政書士会合同訪問		3
親子関係の切断—認知無効の訴など(1)	元名城大学大学院 法務研究科教授 松倉 耕作	4
事業承継について	税理士・公認会計士 浅野 佳史	7
お知らせコーナー		
消費税の適格請求書等保存方式の導入について（周知）		11
法務局における自筆証書遺言書保管制度について（通知）		12
行政書士制度70周年記念総合文化展作品募集について		13
ライブラリ研修動画一覧		16
ライブラリ研修申込書		18
業務相談会のお知らせ		19
業務相談会申込書		20
会員訪問記（尾張支部 丹羽 友道会員）	会報委員 加藤 敏明	21
支部だより		22
事務局だより		26
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		28
コスモスあいちコーナー		34
あとがき		35



# 災害と通信インフラそしてアマチュア無線

常務理事 黒澤 淳

現代社会において通信インフラは、水道やガス、電気といった重要なライフラインの一つであることは、疑う余地の無いところですが、重要なライフラインであるがため誰もがその存在を意識することなくその恩恵を受けています。

身近なものでは、携帯電話、スマートフォン、またスマートフォンに至っては、音声のみならずデータやライブ映像の送受信といった一昔前までは夢のような技術が身近なものとなりました。また、医療現場にあっては、近年ライブ映像を通しての遠隔医療まで出来るようになり、その科学技術の発展には目を見張るものがあります。

しかし、もしライフラインの一つである通信インフラが災害で使えなくなったらどうでしょうか。電気、ガス、水道といった他のライフラインにいたっては幾つかの代替策が存在しています。たとえば電気は、発電機やUPS、水道は給水車というようにその代替策は既に確立していますが、こと通信インフラに至っては、確立された代替策が無いのが現状です。

記憶に新しいところでは、東日本大震災。この災害では通信基地局が津波の被害を受け携帯電話はもちろんのこと、固定電話も不通となり、また銀行決済もできなくなるなど経済に大きな影響を与えたばかりではなく、携帯電話や固定電話が不通になったことにより被災地との連絡が途絶え、被災状況を把握するために多くの時間を費やすことになりました。

携帯電話や固定電話は、電波と有線との違いはありますが、いずれの通信方法も大がかりな設備である基地局が必要であり、震災等により基地局の機能が失われた場合には、広範囲に被害が及びその復旧には多くの時間がかかります。

このような状況下、大いにその存在がクローズアップされたものに「無線」がありました。無線といっても「行政無線、警察無線、消防無線」といった行政が使う無線ではなく、市民が趣味で運用するローテクの「アマチュア無線」です。アマチュア無線は、その構造上携帯電話とは違い基地局を必要とせず、また情報を複数の無線機に一齐に送信することが出来ることからこの機能を活用し多くのボランティアが被災地や遠く離れた場所で活動し、被災状況の確認や避難所での物資の状況等について行政に伝え、震災直後復旧活動の一翼を担いました。

新しい技術が確立すると古くなった技術は忘れ去られていくのが世の常ですが、新しい技術、ハイテク技術は万能ではないこと。特に自然災害に至っては、ハイテクが故の脆弱性をより多く含んでいることを認識したうえで、来る自然災害に備える必要があるように思います。

東日本大震災でのアマチュア無線家の活躍をネットを通じて知った私は、中学生のころに一度あきらめたアマチュア無線の免許を取ろうと思うようになり、3年ほど前に試験に合格、現在「JS2GTP」のコールサインで開局し無線での交信を楽しんでいます。

次なる目標は、せっかくモールス信号を使える免許もっているのに、モールス信号での交信が出来るようになりたいと思っているのですが、書かれているモールス符号を読むことはできるのですが、交信となると全く歯が立たず、現在聞き取ることも打つこともほとんど出来ない状況ですが、指先と頭を使うので認知症予防には良い薬と思い気長に特訓している今日この頃です。

# 戸籍の見方に関する 研修会

国際・私法部 片桐 政勝

日時 令和2年8月24日(月)  
午後2時～4時30分

場所 愛知県行政書士会2階、3階会議室

講師 愛知県行政書士会 西堀 俊徳副会長

参加者 31名 ライブ視聴者 168名



国際・私法部では、行政書士業務で関わることの多い戸籍の知識について、幅広く知識を深めて頂く機会を定期的に設けています。

今回の研修も西堀副会長に、戸籍の成り立ちなど基礎知識から始まり、戸籍の見方について見落としがちなポイントなど、実務に沿った講義を頂きました。

戸籍の取得に欠かすことのできない職務上請求書の利用上の注意点や外国人の帰化の実務の留意点など、何れも実践に基づいた、生きた情報を知ることができました。

また、戸籍を基にした相続関係図の作成方法については、CADを活用した作成方法といった新しい手法の紹介など、幅広い取り組みについても触れて頂きました。

戸籍の取り扱いは、私たち行政書士にとって業務を遂行するに当たって避けては通れないものですが、長い歴史の中で何回もの法改正により、戸籍の読み解きはミスを生じる恐れも多分にあることから、今回短い時間ではありましたが、戸籍の見方のポイントを分かりやすく講義して頂き、大変充実した研修会となりました。

## 【配布資料の補足説明】

当日配布した「戸籍の附票の除票」に関する説明について、補足致します。

## 【追補版】

戸籍が除籍になると附票も「除かれた附票」となり戸籍の附票の除票は、法令改正がされ令和元年6月20日より、保存期間150年にかわりました。ただしすでに保管期間の過ぎたものについては、交付されません。

## 【当日資料】

戸籍が除籍になると附票も「除かれた附票」となり戸籍の附票の除票の保存期間は5年間

## ちょっとひと息 「品種登録」～電子出願／電子納付編～

**Q** 品種登録の電子出願をしたいのですが、どうすればいいですか。

**A** まずは、品種登録出願システムのID・パスワード申請書を提出（郵便）していただきます。ID・パスワード通知書が届いたら品種登録ホームページ内にある品種登録出願システムにログインして電子出願してください。なお、あらかじめ、品種登録ホームページで出願システムの説明書などをご覧いただき入力してください。

**Q** 品種登録出願のためのマニュアルや様式はどうすれば手に入りますか。

**A** 品種登録ホームページに掲載しています。電子出願では願書の項目毎に、入力フォームで入力していただきますので、入力ガイドに沿って入力してください。出願後に控として紙の願書様式で印刷することも可能です。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

## 広報月間PR活動

広報部長 伊藤 直仁

日時 令和2年9月17日(木)

午前11時～午後4時

訪問先 東海ラジオ 営業局

局長 佐々木 様

部長 須田 様

第一営業部 岡本 様

中日新聞社 広告局 広告二部

部長 杉田 様

部次長 鈴木 様

広告二部 緒方 様

訪問者 副会長 小柳津 えみ

広報部長 伊藤 直仁



中日新聞



東海ラジオ

「行政書士制度広報月間」のPR活動及び10月3日(土)開催の「行政書士による電話相談会」の案内を、東海ラジオ放送様及び中日新聞社様を訪問させて頂き、双方の担当者の方より快い対応を受けました。話題は、行政書士の業務内容の紹介、特に本年はコロナ対策に関するもので、助成金関係・外国人の在留資格状況・相談会における相談で多い案件について説明させて頂きました。特に中日新聞社様では、より詳細に職務範囲に関する質問をうけ、丁寧に説明し、行政書士の職務が幅広く、いろいろな場面で県民の皆様のお役に立っていることをお話させて頂きました。

今後ともこのような機会があれば積極的に広報活動を行い、行政書士が県民皆様方の身近にいて、そのお役に立てることをアピールできるような活動を行っていく予定です。

## 三県行政書士会 合同訪問

広報部長 伊藤 直仁

日時 令和2年9月29日(火)

午前11時30分～正午

訪問先 NHK名古屋拠点放送局

広報・事業部 部長 野呂 様

広報・事業部 井元 様

報道部 植村 様

訪問者 愛知県行政書士会

副会長 小柳津 えみ

広報部長 伊藤 直仁

岐阜県行政書士会

副会長 野村 公人

企画広報部長 古川 英治

三重県行政書士会

副会長 橋本 幸典

広報部長 新田 洋



愛知、岐阜、三重の三県行政書士会合同で、「行政書士制度広報月間」のPR活動としてNHK名古屋放送局を訪問しました。広報月間において全国の行政書士会が10月の1か月間に亘り広報に力を入れて活動していること、その一環として各地で相談会を執り行っていることを説明し、その告知にご協力頂きたい旨をお願い致しました。対応頂いた野呂部長をはじめ職員の方も興味を持っていただけ、種々の質問をうけ、丁寧に説明させて頂きました。

今後もこの活動を継続し、行政書士制度の周知、発展に努めていきたいと考えています。

# 親子関係の切断—認知無効の訴など(1)

元名城大学大学院 法務研究科教授 松倉 耕作

## 1 はじめに

親子関係が切断される場面は、嫡出否認（後日、扱う）、認知無効、親子関係存否確認訴訟などである。本稿では後2つを扱う。ただし、認知の取り消しは扱わない。

訴えの性質につき、認知無効の訴えは、すでになされた任意認知の無効を主張するものであり、これにより任意認知によって生じた法律上の父子関係を、子の出生時に遡及して消滅させることを目的とする訴えである。通説によれば、民法786条の規定は、「真実に反する認知に対して無効の主張を許したものと解されている。もっとも、真実に反する認知の無効を認めるとしても、当然無効なのか、それとも形成無効であるのかについては、学説上争いがある。形成の訴えと解するのが通説といえる。一点のみ付け加えれば、親子関係不存在確認訴訟においてではあるが、前提問題としての主張を許す最判がある。とすれば、認知無効の領域でも、その方向での判例変更の可能性がある。

## 2 無効の訴えの要件

### (1) 規定の趣旨

認知無効原因に係わる規定の趣旨につき、「子その他の利害関係人は、認知に対して反対の事実を主張することができる」（786条）。規定につき、かつては反対事実の主張者に認知取消権を与えたものであるとする見解もみられたが、今日では無効主張を認める規定と解するのが多数説である。

では、どのような場面で無効が主張されるか。認知無効を主張することができるのは、民法786条の場合に限られるわけではない。例えば、認知者の意思に基づかない場合（意思能力があれば、未成年者でも、独立して認知無効の訴えの原告または被告として訴訟遂行をすることができる、大判昭3・12・26評論全集18・（諸法）321）、認知者の意思に基づかない届出による場合（たとえ認知者と被認知者との

間に親子関係があるときでも、本稿で扱うのは、紙幅の都合もあり、認知無効の本流ともいべき786条の場合に限定する。

### 3 生前の無効主張

おもに生前の無効主張を扱うが、死後のそれと共通する問題については、記述の内容が死後のそれに及ぶこともある。

#### (1) 虚偽の嫡出子出生届と無効の主張

認知の効力が生ずるのは、任意認知または裁判認知の場合に限らない。その他に、真の父が行う虚偽の嫡出子出生届により、解釈を通じて認知の効力が付与される場合がある。この場合、認知の効力を否定するには、認知無効による必要はなく、例えば財産上の紛争に関する先決問題として、別訴で父子関係の不存在を審理確定することを妨げない、すなわち、いわゆる「前提問題」処理としての親子関係不存在確認で足りると解している。

#### (2) 虚偽の認知がなされるいきさつ

どのような事情から自分の子でないと知っていて認知をするのか、興味ある問題であるが、虚偽認知の背景に言及する文献はないに等しい。

①出生届出につき子の母は私生子として届け出るに忍びず母の養父が子を認知した（山口地判昭29・12・24下民5・12・2104）、②婚外子のいる女性と婚姻（同棲を開始する結婚を含む）するに際して、婚外子を認知したケース（大阪地判昭63・7・18判タ683・178、最判昭53・4・14家月30・10・26など多数）、③掲載誌からは懇請する理由は分からないが、子の「〔母〕ノ懇請ニ因リ……認知シタリ」と認定される例（大判昭17・1・17民集21・14）、④子を養子とする意図で子を預けていた間に、事実上の養父が認知届を提出していた（秋田家花輸出審昭35・12・14家月13・4・115）。認知届出の理由はともかく、養子縁組を嫌って、実子（非嫡出子）の形をとる例もある。

## (3) 反対事実の主張(父子関係「不存在」の証明)

反対事実というのは、認知者が真の父ではない旨を主張・証明することを意味する。文献によれば、例えば、認知者と被認知者との間に自然血縁上の父子関係がないという事実を指す(注民(23)372頁〔前田〕ほか)。ところで、裁判では、状況証拠に基づき父性不存在と帰結する裁判例が圧倒的に多く、無効と認める根拠は非科学的な説明にとどまっている。

たとえば、鑑定人Aの鑑定結果によっても申立人と相手方との間には父子関係は存在しない(那覇家審昭48・11・20家月26・5・100)、父の血液型がB型、子の母の血液型はO型、〔子〕の血液型はA型であって、被告は原告の子ではあり得ない。さらに、過去の裁判例では、いわゆる状況証拠からみて父子関係は存在しない、と導く例が圧倒的に多い。懐胎当時には、内縁の夫がいた(前掲・山口地判昭29・12・24)。

若干コメントをすれば、以上のように過去の裁判例では、状況証拠からみて父子関係は存在しないと導く例が圧倒的に多い。DNA鑑定とまではゆかなくとも、今後の裁判では、判決文中で、状況証拠+意化て認知無効の訴えの当事者

当事者であるから、理論的には原告適格と被告適格の双方で問題となる。なかでも主に論じられているのは、認知者自身が786条にいう「利害関係人」に含まれるか、という問題であろう。

## 4 利害関係人の例

## (1) 裁判例

利害関係人の例として裁判例に登場したものは、以下の者である。①子の母(最判昭53・4・14家月30・10・26ほか。認知者の妻でもある。大判大14・9・18民集4・635)。②認知者の妻(大判大11・3・27民集1・137、名古屋地判昭25・2・21下民1・2・255)、認知者の妹(大判大15・12・20民集5・869。原告適格を肯定)。③認知者の嫡出子(前掲・最判昭53・4・14、大判昭9・7・11民集13・1361)。被認知者からみれば、いわゆる腹ちがいの兄弟姉妹である。④被認知者である子自身が認知無効訴訟を提起することができることは、規定上も明らかである(民786条)。裁判例でも、子みずから訴える例が極めて

多い(大判昭17・1・17民集21・14)。成年子が、自身の出自を明らかにしたいと欲する例が一番多いという事実は、留意すべきであろう。⑤その他、改めてその子を認知しようとする者、認知によって相続権を害される者などであり、学説はこのほかに、子の直系卑属、認知者の三親等内の血族(人訴41条1項の類推)などを挙げる(清水・判例149頁による)。

原告適格を肯定する理由に触れる裁判例はあまりない。これに言及するある判例の表現を借りれば、「此ノ如キ親族〔認知者の妹〕ハ私生子ノ認知ニ依リ其ノ子トノ間ニ親族関係ヲ生スルニ至ルモノナルヲ以テ、認知ノ有効ナルト無効ナルトニヨリ身分上重大ナル利害ヲ感スルモノナレハナリ」(前掲・大判大15・12・20)。「重大ナル利害」の中味は明らかではないが、財産的な利害に限定していないことは留意すべきであろう。

## (2) 認知者自身も無効の主張ができるか

公表裁判例による限り、事件となる例は、非嫡出子の母と結婚する際に認知したが、その後に事情が変わり(例えば離婚)、真実を明らかにする必要性が生じたため、認知無効が提起する例が極めて多い。

学説においては、真実の父子関係がない場合であっても、たとえ認知がなされている場合であっても、下記の最判平成26年と同様の結論を採るのが通説であった。

他方、判例においては、原告適格を否定するのが大審院の立場であったが、最近の最高裁は、「認知者は、民法786条に規定する利害関係人にあたり、自らした認知の無効を主張することができる…」、この理は認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異なる所はない」とする(最判平成26・1・14民集68-1-1)

## 判決の確定とその効果

認知無効の訴えを認容する判決が確定すれば、先行する認知は遡及的にその効力を失う。

## (3) 判決の確定後の扱い

認知判決が確定した後は、反対事実の主張は許されない。通説・判例であり、異論はないものと思われる。最判昭28・6・26(民集7・6・787)によれば、「認知の訴につき言渡した判決は第三者に対し

ても効力を有することは人訴32条1項、18条1項の  
明定するところであるから、すでに前記の如く被上  
告人を亡Aの子であるとした認知の判決が正当なる  
当事者の間に確定している以上、該判決は第三者た  
る上告人に対しても効力を有するのであって、上告  
人は右判決に対し再審の手続で争うのは格別、もは  
や反対の事実を主張して認知無効の訴を提起するこ  
とを得ないのは当然である」。

訴の期限があるか 訴えるのに認知無効も父子関  
係の不存在を争うものである。前掲・最判昭53・4・  
14は、認知者の死亡後の相続争いの例であり、認知  
後50年を経ている。

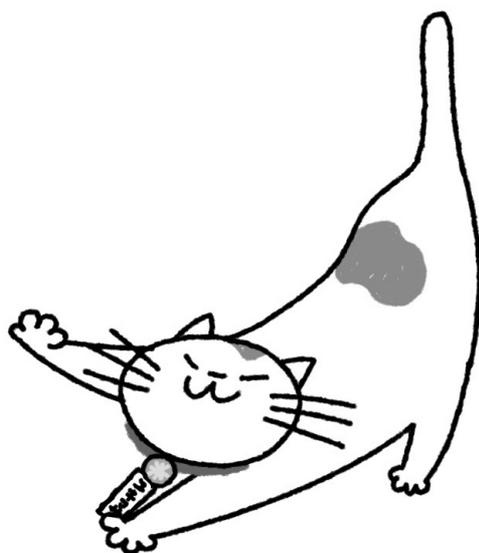
認定事実によれば、X1女は非嫡出子Yを出産した。  
その後、X1女は本件認知者であるA男と婚姻。A  
男はYを不憫に思い自分の子として認知の届け出。  
その後、X1女とA男との間に生まれた実子のX2が  
婚養子をとったところから、A男やX1・X2らとYと  
の間が次第に円満を欠くようになった。A男死亡後、  
Yが、遺産分割の調停の申立てをなしたので、Xら  
はYを相手方として認知無効確認の調停を申し立て  
たものである。不調終結ゆえ、X1・X2から、本件・

認知無効確認の訴えが提起された。

判決は、原審と同様に、濫用の成立を否定する。  
「このような事実関係のもとにおいては、認知者の  
妻及び子の被認知者を相手方としてする認知無効確  
認請求が、たとえ被認知者の実母である右妻におい  
て認知後五十数年の間、認知者と被認知者との不真  
実の親子関係を放置しており、かつ、認知者の死亡  
後になされたものであるとしても、右請求権の行使  
は信義に反せず、したがって権利の濫用に当たらな  
い」。結論において、認知無効の場面では、真実志向  
が強い。

では、長期間の経過後の出訴はどうか。認知から  
57年、認知無効を知ってから37年、認知者死亡から  
26年経過したあとに認知無効を主張したケース（前  
掲・最判昭53・4・14）においても、権利濫用を否  
定する。

(つづく)



# 事業承継について

浅野佳史税理士事務所 税理士・公認会計士 浅野 佳史

## 第1回

### ご挨拶

この度、複数回で事業承継について書かせて頂くことになりました。名古屋市東区の浅野会計事務所の浅野と申します。会員先生方、どうぞ宜しくお願い致します。今回のご縁を頂いたのは、数年前に事業承継の本を自費出版した事を覚えていらした会員先生からのご紹介です。大変、感謝申し上げます。

本を書いたきっかけは、自分自身の忘れられない事業承継での失敗でした。出版社の方と準備を進めていく中で、日本の中小企業の現状・将来、事業承継の難しさを思い知りました。そして、事業承継をサポートしていくことがお客様の為、事務所経営の為と信じて、試行錯誤しましたが、案件毎の独自性・人間の感情の不合理性(特に先代経営者側)・自分自身のマネジメント能力のなさで月日が過ぎていきました。

現在、コロナ禍において中小企業の将来は増々混沌と感じております。こんな状況下では廃業・M&A・倒産という文字が頭に浮かぶ経営者の方が多いと思います。

詳細は今後順次お話をしていきますが、M&Aも事業承継の内の1つと言われており、廃業も事業承継の1つと捉えて支援する事が議論されております。このように事業承継を広く捉えますと、これから数年間、日本では事業承継がますます重要なテーマとなり、その必要に迫られる経営者の方が増加するのではないのでしょうか。この機会を大切に私自身、事業承継について整理・検討し、改めてこの問題に向かい合っていきます。

事業承継の概要に入る前に中小企業の現状について触れていきます。

### 中小企業の現状について

#### ～中小企業喪失の衝撃／2025年問題～

平成29年10月に経済産業省作成の資料によれば、2025年には70歳以上の経営者の人数が245万人(法

人経営者93万人／個人事業者152万人)に達すると言われております。事業者総数が約380万(法人172万／個人事業者207万)ですので、5年後には3分の2の社長が70歳を超えることとなります。この資料では一定の仮定を置き、法人経営者の31%、個人事業者の65%が廃業した場合、2025年までの10年間の累計で650万人の雇用喪失、GDPで22兆円が喪失すると試算しています。

#### ～社長は高齢化～

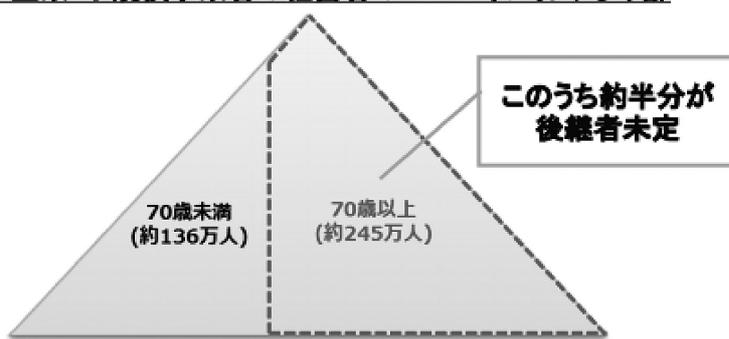
2020年版の中小企業白書『社長の年齢分布』をみますと、社長年齢が60歳以上の割合は58%を超えています。そして、70歳以上の社長年齢は毎年増加しており、2018年には28%を超えています。中小企業の新陳代謝が進んでおらず、5年後に70歳以上の社長の割合が3分の2になるという予測が正しい事を裏付ける結果となっています

事業承継で重要なのが雇用の維持、GDPの維持・拡大ですので、事業承継により事業継続・事業拡大していくことが大切です。しかし、後継社長の年齢が高齢化すると、業績の維持・拡大する可能性が低くなっていきます。少し古い資料ですが、2014年版の中小企業白書に『事業承継時の現経営者年齢別の事業承継後の業績推移』が掲載されています。この資料によりますと、社長(承継した新社長)の年齢が40歳未満の場合、その後の業績が良くなった割合は59.5%であるのに対して、社長が60歳以上の場合は39.9%となっています。

#### ～後継者不在～

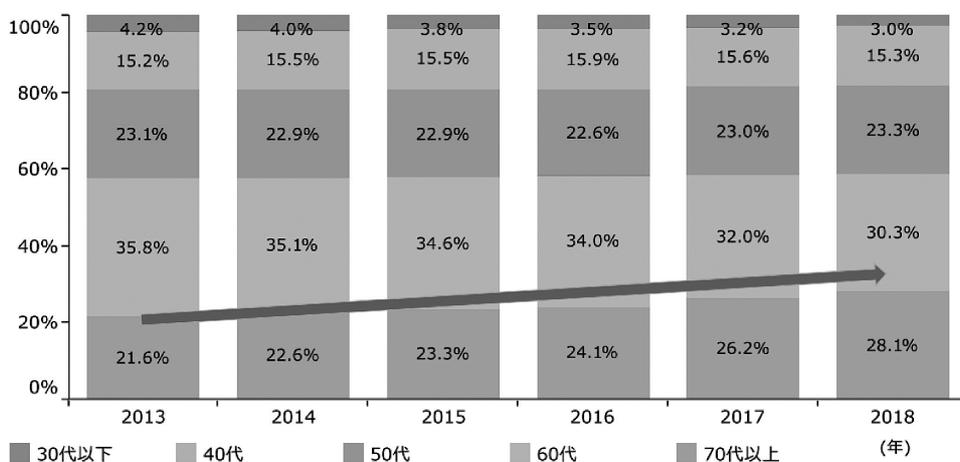
中小企業経営者の高齢化する背景には後継者不在という問題もあります。同版の中小企業白書『社長年齢別に見た後継者決定状況』では、後継者不在率が40代 85.8% 50代 71.6% 60代 49.5% 70代 39.9% 80代 31.8%となっております。社長年齢が60代以上で後継者が不在というのは、M&A又は廃業する確率が高い事を示すものであり何も手を打たないと雇用喪失・GDPの減少に成りかねない深刻な状況です。

### 中小企業・小規模事業者の経営者の2025年における年齢



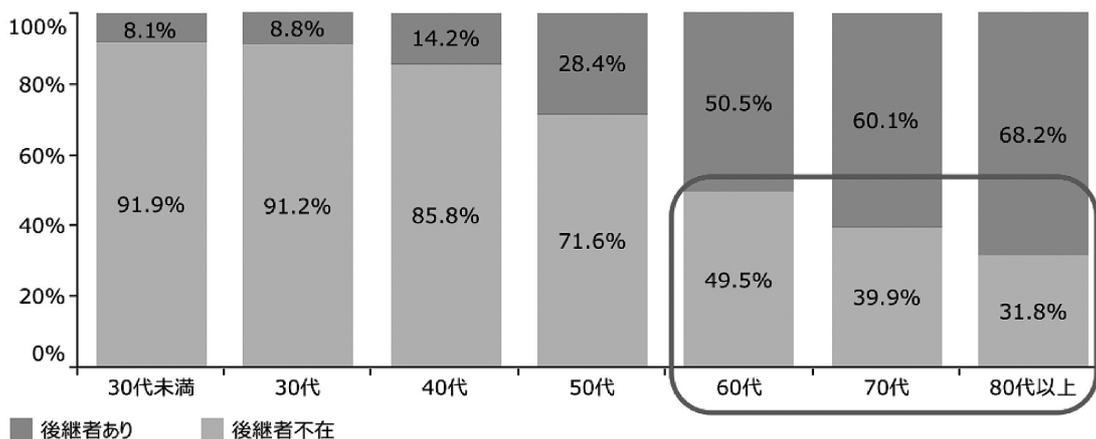
平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

図 社長の年齢分布(中白小自第1-3-23図)



資料：(株)東京商工リサーチ「全国社長の年齢調査」

図 社長年齢別に見た、後継者決定状況 (中白小自第1-3-24図)



資料：(株)帝国データバンク「全国・後継者不在企業動向調査(2019年)」

#### 事業承継の概要

～事業承継とは～

日本の中小企業は、社長平均年齢の高齢化と後継者不在の2重苦で事業承継が大変困難な状況にあります。積極的に事業承継を行う事が大変重要であると思います。では、事業承継とは何を引継ぐのでし

ょうか。いろんな考え方があると思いますが、私は事業と事業用財産を引き継ぐ事と定義します。この『事業』の具体的な構成形態は、仕入先・取引先・従業員・事業運営上の有形・無形のノウハウ等です。このノウハウ等には、以下のようなものが含まれます。知的財産権(特許権・実用新案権・著作権)、知

的財産（ブランド、営業秘密、ノウハウ等）、知的資産（人的資産、組織力、経営理念、顧客とのネットワーク、技能など）及び無形資産（借地権等）です。

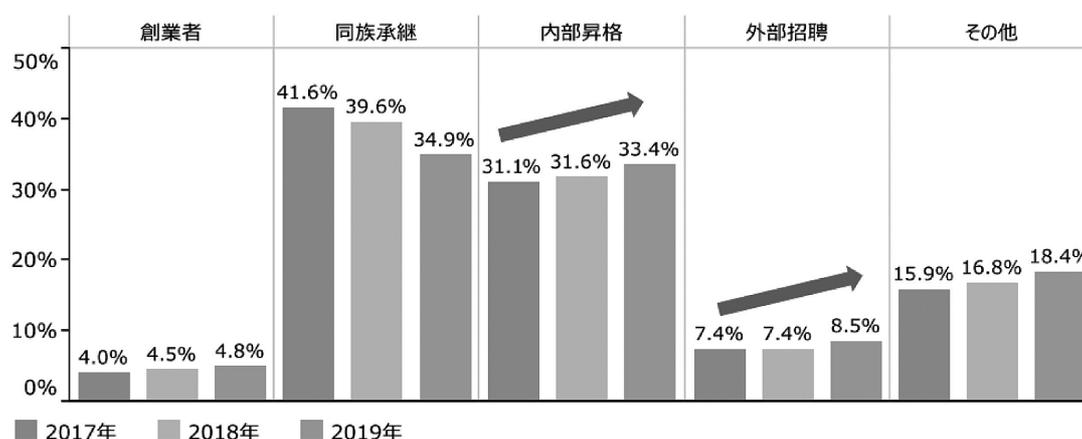
事業用財産には商品や機械等の事業資産や借入金、個人保証等の負の財産も含まれます。そして会社組織であれば、経営権としての株式の承継が重要です。

#### ～事業承継の形態～

事業承継の形態は①親族承継 ②親族外承継 ③事業承継の断念（円滑な廃業）に分類できます。その形態別割合について、中小企業白書によりますと、依然として親族承継が一番多いですが、34.9%と年々低下傾向です。残りは親族外承継となりますが、

その内訳をみますと、内部昇格（おそらく従業員）が33.4%、外部招聘8.5%、その他の割合（おそらくM&Aが中心）18.4%と年々増加しております。親族外承継は従業員や外部招聘で株式取得する場合とM&Aで会社が株式取得する場合に分けて検討をする必要があります。その大きな理由は株式の取得資金問題です。従業員や外部招聘で承継する場合、株式の取得資金をどのように調達し返済していくかを先代経営者と合意する必要があります。場合によっては先代経営者の相続問題と関連する場合があります。一方、会社が承継するM&Aの場合はすべて契約書に記載の株式譲渡代金等で合意して終了ですから、この点は問題とはなりません。

図 事業を承継した社長の先代経営者との関係（中白小第1-3-32図）



資料：(株)帝国データバンク「全国・後継者不在企業動向調査（2019年）」

#### ～事業承継の進め方～

事業承継の進め方は親族内承継でも親族外承継でもほぼ同様のステップで進める事になります。

第1ステップは 後継者の選定。

第2ステップは 現状把握と事業承継の課題の洗い出し。

第3ステップは 課題の解決。

第4ステップは 事業・会社の磨き上げ。

第1ステップは当たり前のことですが、後継者が未定の経営者割合が高いわけですから、この最初の一步が踏み出せないのです。少なくとも親族内か親族外かの方針は決めておく必要があります。第2ステップは現状把握です。現状把握の主眼は業界の動向を考慮しての自社分析や経営方針の見直しを行います。後継者が事業承継を行う前提で自社分析等をし、事業承継の課題の洗い出しをします。第3ステップは課題の解決です。現社長では解決できないこ

とは事業承継にあたっての前提条件として後継者・承継者へ提示します。今の時代、説明責任を果たさない人の方が多いですから、課題を解決できないからと悲観する事はないと思います。むしろ、このように後始末に向き合う姿勢を示すことはりっぱな事だと思います。

第4ステップは、事業・会社の磨き上げです。これは業績を無理やり良くするという事ではなく、会社の強み・弱みを明確にし、事業承継を前提とした事業・会社の形態・方向性を明確にしていく作業です。後継者とともに現社長が協働できるとベストだと思います。

#### ～事業承継の課題～

形態別に事業承継の課題を整理していきます。まずは親族内承継の主な課題を紹介します。

① 株式等の贈与・相続（事業用資産の贈与・相続も含まれます）

### ② 借入金・個人保証等の承継

### ③ 従業員・取引先・仕入先等の承継

①株式等の贈与・相続は現社長の相続問題であり、後継者以外の親族との協議も必要になります。後継者以外の親族に納得してもらえる遺言書の作成がこの課題に対する仮ゴールになると思います。②借入金・個人保証の承継は、後継者が借入金に対する個人保証を行う事について金融機関に認めてもらうことも大事なのですが、後継者自身が個人保証を行う覚悟があり、納得している事が重要です。30代以下の後継者の方達は借入をすることや個人保証することをリスクと捉えて回避・拒絶しているように感じることがあります。このような場合、後継者の方に借入は事業経営に必要である点や現状で、過剰な借入金が存在していない事を懇切丁寧に説明することも必要となります。③従業員・取引先・仕入先等の承継については、自分の代になったら、一から作り直すという意識の高い方が多いので、これらの承継が問題になるケースも減っているかもしれません。時代にあった新しい取り組みをする事は必須ですが、まずは事業・会社の土台をしっかりと引き継ぐ事が私は大事だと考えます。

親族外承継でも従業員や外部招聘の場合、親族内承継の場合と同様の課題があります。

株式の贈与・相続について第三者承継でも親族内承継と同様に株式の贈与・相続について納税猶予を受けることが出来る特例事業承継税制があります。詳細は次回以降に記述させていただきます。この特例事業承継税制が使えない場合には株式の贈与・相続の課題は、株式の購入資金調達が課題となります。

親族外承継のM&Aの場合は、借入金等の債務の引受や従業員等の会社関係者を引継ぐ事を条件に会社を買ってくれる相手が見つかるように、事業内容等について現状分析を行い、魅力ある会社に磨き上げていくことが最重要課題となります。

～おわりに～

第1回は中小企業の現状からみた事業承継の重要性、事業承継に関する概念とその承継ステップ及びその課題について述べて参りました。全体像の概論になってしまいましたので、次回以降からは、事業承継に関する課題と対応策について、具体的な内容について紹介させていただきます。特例事業承継税制の紹介や中小企業庁のマニュアル等を紹介しながら話

を進めて参ります。引き続き宜しくお願い致します。

### 資料

平成28年度帝国データバンク企業概要ファイル

(株)東京商工リサーチ『全国社長の年齢調査』

(株)帝国データバンク『全国後継者不在企業動向調査(2019)』

帝国データバンク2013・事業承継にかんする意識調査

中小企業白書2020年版

中小企業白書2014年版

たった1年で会社をわが子に引き継ぐ方法(幻冬舎メディアコンサルティング)

# お知らせコーナー

日行連発第452号  
令和2年7月30日

各单位会長様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

## 消費税の適格請求書等保存方式の導入について（周知）

令和元年10月1日から、消費税率の引上げと併せて軽減税率制度が実施されておりますが、これに伴い、令和5年10月1日より適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。このたび、総務省・財務省・国税庁より当該制度及び国税庁作成のパンフレットについて周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各单位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

### 【国税庁ホームページ】

・適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－（パンフレット）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

以上



日行連発第497号  
令和2年8月7日

各単位会長様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊

法務局における自筆証書遺言書保管制度について（通知）

令和2年7月10日より、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）（以下「法」という。）が施行され、自筆証書遺言書保管制度が開始されました。新たに本制度が開始されるにあたって、日行連では、国民の利便、当該制度の普及等の観点から、これまで遺言・相続に携わってきた行政書士を活用するよう要望してまいりました。については、法務省民事局より以下の趣旨が確認されたのでご報告いたします。

- ・法に基づく各種の申請等については、任意代理はできない。
- ・法に基づく各種の申請等に関して必要となる書類は、司法書士法第3条第1項第2号が定める「法務局又は地方法務局に提出する書類」に該当するため、これらの作成は司法書士の専属業務に当たる。
- ・遺言書情報証明書の交付請求書（法第9条第1項）及び遺言書保管事実証明書の交付請求書（法第10条第1項）の作成は、各士業者が各士業法の規定する業務の遂行に当たってこれらの書面を第三者に提出する必要が現に存在する場合には、正当の業務に付随して行う業務に当たるものとして、司法書士法第73条第1項には抵触しない。

日行連では、国民の利便、当該制度の普及等の観点から、引き続き総務省とも協議をした上で法務省に対して行政書士の活用を要望してまいります。

各単位会におかれましては、現時点における上記取扱いをご理解いただき、会員に向けた業務指導についてご協力いただきますよう宜しくお願いいたします。

愛行発第232号  
令和2年8月28日

会 員 各 位

愛知県行政書士会  
会 長 前 田 望

行政書士制度70周年記念総合文化展作品募集について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。  
平素は、本会の運営にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
この度、70周年記念事業の一つとして総合文化展を開催いたします。  
つきましては、会員の皆様より広く作品を募集いたしますので、下記募集内容  
をご確認のうえ、奮ってご参加ください。多数のご応募をお待ちしております。

記

- 1 作品は、写真・絵画・俳句等の分野及びそのテーマは問いません。ただし、応募作品は、応募者が直近2年以内に撮影または創作した未発表・未公開で、応募者がすべての著作権を有している作品に限ります。
- 2 応募方法は、作品を撮影してA4サイズに印刷したものを、応募票をつけたうえで、郵送もしくは持参にて本年12月1日までに本会「行政書士制度70周年記念総合文化展担当者」宛お送り下さい。応募は各会員5点以内でお願いいたします。
- 3 優秀作品は表彰し賞金を授与したうえで、会館内の各所に展示させていただきます。また入賞作品は、会の広報活動に無償で使用させて頂く場合があります。

なお、募集概要及び募集規定の詳細につきましては、本日『愛知県行政書士会ホームページ内会員ページ「会員向けお知らせ」』に掲載し、『愛知県行政書士会報11月号「お知らせコーナー」』にも掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

## 行政書士制度70周年記念総合文化展 作品募集

愛知県行政書士会は、令和3年2月22日行政書士制度70周年を記念して、会員各位が普段趣味で創作された作品の展覧会を催します。絵画、写真、書道、俳句等の展示し得るものなら分野を問いません。奮ってご応募ください。

### 募 集 概 要

- |         |  |    |        |
|---------|--|----|--------|
| 1 応募資格  | 愛知県行政書士会会員   |    |        |
| 2 募集テーマ | 問いません  |    |        |
| 3 募集期間  | 8月28日から12月1日到着分まで  |    |        |
| 4 選考方法  | 応募された作品を締め切り後に行政書士制度70周年記念事業実行委員会が約20作品程度に厳選したうえで、会館に展示し、ご覧いただいた会員の投票により最終決定します。 |    |        |
| 5 表彰式   | 「行政書士制度70周年記念式典※1」中に表彰式を行います。  |    |        |
| 6 賞、賞金  | 1席   | 1名 | 賞金 5万円 |
|         | 2席   | 1名 | 賞金 3万円 |
|         | 3席   | 1名 | 賞金 2万円 |

※1 「行政書士制度70周年記念式典」は、令和3年1月12日(火)に開催となります。正式なご案内は後日お送りします。

### 募 集 規 定

- 募集する作品は、応募者が直近2年以内に撮影または創作した未発表・未公開で、応募者がすべての著作権を有している作品に限ります。ただし、個人の展覧会・ウェブサイト・SNSでの発表・公開は除きます。
- 他コンテストに入選した作品または応募中作品、およびその類似作品は審査対象外といたします。
- 作品サイズは縦100cm×横100cm以内でお願いします。応募の際は、作品を撮影したA4サイズの写真をご提出ください。最終選考に選ばれた作品については、後日応募者に連絡いたしますので、その際に現物を愛知県行政書士会までご持参いただきます。
- 応募は、各応募者5点以内とします。(組作品は全体で1点とします。)なお、応募作品及びその写真には、裏側等目立たない所に下記応募票を貼付のうえ提出してください。
- 応募作品の著作権は応募者に帰属します。ただし、入賞および入選作品については、下記の事項をご確認のうえ、ご応募ください。

※ 本展、または会が行う事業に関する広報活動(ポスター・パンフレット・記念誌等の印刷物、当会ウェブサイト・SNSへの掲載等)に無償で使用する場合がございます。

- ※ 一定期間、入選作品および作品データをお預かりします。
- ※ 本会が本展の記録として保存するため、複製する場合があります。
- ※ 応募作品の内容に関わる著作権、肖像権の侵害について、主催者は一切の責任を負わないものとします。
- 6 ご応募いただいた作品は本会において管理いたしますが、不慮の事故、天災事変等による応募作品の汚損・破損等については一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 7 賞金にかかる税金等の費用は、応募者の負担となります。
- 8 作品が最終選考にノミネートされた応募者の方は、令和3年1月12日の「行政書士制度70周年記念式典」の表彰式にご参加していただきます。
- 9 応募作品の返却を希望される方は後日事務局総合文化展担当者までご連絡のうえ、受領にご来会下さい。ただし、会館内に展示する等返却できない場合もありますので、その際にはご了承をお願いいたします。なお、最初に提出していただく応募作品を撮影したA4サイズの写真は、返却出来ません。

応募票（こちらを記入のうえ、作品に貼付していただきますようお願いいたします。）

郵送先：〒461-0004 愛知県名古屋市東区葵一丁目15番30号

愛知県行政書士会 行政書士制度70周年記念総合文化展担当者 宛

キリトリ

①A4サイズの写真に貼付

応募票	受付日（令和2年 月 日） 受付番号（ ）
作品種類	以下より○で囲んでください。 絵画・写真・書道・俳句 その他（ ）
作品題名	
ふりがな 氏名	
支部	支部
会員番号	（4桁）
連絡先 TEL	

②現物に貼付（最終選考時のみ使用）

応募票	受付日（令和2年 月 日） 受付番号（ ）
作品種類	以下より○で囲んでください。 絵画・写真・書道・俳句 その他（ ）
作品題名	
ふりがな 氏名	
支部	支部
会員番号	（4桁）
連絡先 TEL	
返却希望	有 ・ 無

## 研修会動画一覧

ライブ러리研修：会館にて視聴していただきます。次頁のライブ러리研修申込書によりお申込みください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】 - 【ライブ러리】 - 【研修会ライブ러리】にて各自で視聴してください。

(令和2年9月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブ러리 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2. 23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2	企画情報部	534	H29. 8. 28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
3		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
4		539	H30. 2. 22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
5		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○
6	建設環境部	530	H28. 8. 31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	○	×
7		531	H28. 9. 27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	○	×
8		555	R 1. 9. 26	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
9		572	R 2. 8. 28	建設環境部業務研修会 （愛知県の令和2年度廃棄物行政について）	○	×
10	運輸交通部	551	H29. 1. 23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
11	国際・私法部	420	H24. 2. 25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
12		467	H25. 2. 13	国際業務初心者向け研修会 （初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○	○
13		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○	○
14		486	H26. 2. 21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国国籍等収集方法と見方	○	○
15		488	H26. 3. 17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
16		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
17		509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	○
18		510	H27. 2. 18	はじめての国際法2	○	○
19		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	○
20		521	H28. 1. 28	初心者向け研修会（在留資格認定申請書の書き方）	○	○
21		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
22		528	H28. 4. 25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
23		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ①国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ②在留資格「経営・管理」のポイント	○	○
24		539	H30. 2. 22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○
25		540	H30. 2. 27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブ러리 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
26	国際・私法部	542	H30. 3. 19	国際業務初心者向け研修会 (永住許可申請について、パスポートの見方)	○	○
27		547	H31. 2. 21	国際業務研修会 (フィリピン人の再婚と重婚問題)	○	○
28		549	H31. 3. 8	在留資格「特定技能」に関する研修会	○	○
29		554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○
30		558	R 1. 11. 18	国際私法に関する研修会	○	○
31		563	R 2. 1. 22	国際・私法部業務研修会	○	○
32		562	R 2. 2. 28	特定技能に関する研修会	○	○
33		571	R 2. 8. 24	戸籍の見方に関する研修会	○	○
34	土地利用部	516	H27. 9. 24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○	○
35		523	H28. 1. 27	行政書士の土地利用業務について	○	○
36		527	H28. 3. 24	開発許可（都市計画法）と農地転用の話	○	○
37		532	H28. 9. 26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	○	○
38		533	H29. 8. 25	行政書士の土地利用業務の基礎知識 ～行政書士ができる空き家対策～	○	○
39		538	H30. 1. 31	愛知県開発審査会基準第1号、第7号の運用及び申請について	○	○
40		544	H30. 9. 14	土地利用業務の基礎知識	○	○
41		545	H30. 11. 30	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	○	○
42		548	H31. 3. 4	都市計画法に関する研修会	○	○
43		550	H31. 3. 18	農地法許可に関する初心者向け業務研修会	○	○
44		552	R 1. 8. 26	初心者向け土地利用業務研修会	○	○
45		559	R 1. 11. 22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
46		565	R 2. 2. 19	農地法許可の審査基準についての研修会	○	○
47		570	R 2. 7. 13	不動産に関わる業務手続きについての研修会	○	○
48		法人経営部	425	H24. 6. 28	種苗法における品種登録と出願実務について	○
49	445		H24. 9. 24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
50	511		H27. 2. 12	医療法人の設立について	○	×
51	540		H30. 2. 27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
52	541		H30. 3. 16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
53	564		R 2. 2. 10	HACCP研修会	○	×

ライブラリ研修申込書				
愛知県行政書士会会長 殿			令和	年 月 日
申 込 者	氏 名			
	支 部	支 部	事務所TEL・FAX	
	会員番号	TEL ( )		—
	メールアドレス	FAX ( )		—
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 令和〇年〇月〇日▽時	531	平成28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について (入門編)	

## 誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

## 【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで (受付時間10時～12時、13時～15時)
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX (052-932-3647) にて申込みください。 (視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります)
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もごございますのでご利用ください。

会受領印欄	
-------	--

# 業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

## 初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

### 【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について  
 開催日 毎月第4木曜日  
 時 間 午後1時30分

### 【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について  
 開催日 毎月第4木曜日  
 時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

## 運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について  
 開催日 毎月第1水曜日  
 時 間 午後1時30分

運輸交通部

※初心者対象

## 初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について  
 開催日 毎月第2水曜日  
 時 間 午後2時30分から一人50分程度

国際・私法部

※初心者対象

## 初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について  
 開催日 毎月第2水曜日  
 時 間 午後1時30分から4時まで

土地利用部

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

## 初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定  
 開催日 毎月第1水曜日  
 時 間 午後2時から4時まで

法人経営部

※初心者対象

令和2年11月1日

会 員 各 位

建設環境部  
運輸交通部  
国際・私法部  
土地利用部  
法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

### 業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立(法人登記以外)に限定】

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ( )	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書き ください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

# 会員訪問記



尾張支部：丹羽 友道会員

会報委員 加藤 敏明



9月下旬、行政書士が皆忙しいであろう時期に訪問させていただいたのは、名鉄小牧駅からほど近い、丹羽友道会員の尾張法務事務所でした。

会社経営もされている丹羽会員は、この日も二重の忙しさの中、この会員訪問記の取材に快く応じてくださいました。

丹羽会員は、昭和63年に行政書士試験に合格されましたが、当時は行政書士登録をされず、家業であった鉄線製造の事業に専念されました。しかし、社会情勢の変化から未来を見据え、家業の規模を縮小し、平成26年に行政書士登録をし、個人事務所を開業されました。

丹羽会員の主な業務は遺言・相続業務で、多数の書籍や判例等から常に最新の情報を取り込むよう心がけられておられます。近年は任意後見や民事信託の業務が増えてきており、銀行等とのやり取りに時間をかけておられました。

数多く手がけられている遺言関係の業務では、遺言によって残された相続人の間で揉め事が起こらないように遺言者とよく相談されながら遺言書の原因を作成されておられ、その依頼者に寄り添った真摯な姿勢に私は大変感服いたしました。

また、「何でもやってみよう」がモットーで、行政書士にできる仕事は極力断らないようにしているそうです。目指しておられるのは、かかりつけ医のよ

うな「何でも気軽に相談できる行政書士」で、実際にお話を伺っていると、その面倒見の良さから仕事が増えていく様子がよくわかり、特にご自身の会社経営の経験から来る他土業と連携した業務の進め方は、会社設立業務や建設業関係の依頼者に好評のようです。

丹羽会員は尾張支部の活動にも積極的に参加されておられ、支部会員からとても頼りにされていることもあり、支部主催の相談会や研修会では、度々、力を貸していただいております。

休日は、近年ご購入されたビッグバイクでツーリングをすることが多いとのことで、岐阜・長野方面へ400km程度、走行されるそうです。また、子供の頃からモーグルスキーが得意だそうで、「最近膝が痛くなるんだよ」と言いながらも、毎年、ホワイトピアへ行かれているそうです。さらにはキャンピングカーで旅行されることもあるそうで、本当にアウトドア生活を満喫されているようです。

最後になりましたが、仕事に興味にと、多忙な日々を過ごされているにもかかわらず、私の取材に時間を作ってくださった丹羽会員に感謝を申し上げますと共に、今後益々のご活躍をお祈り申し上げます。

# 支部だより

昭和  
支部

## 第1回 企業法務研究会

昭和支部 中津留 太郎

日時 令和2年7月29日(水)  
午後1時～4時

方法 Web会議

講師 昭和支部 益田 俊信会員  
松葉 豪会員

テーマ 第1部『建設業法改正について』  
第2部『車庫証明の初歩』

参加者 20名

新型コロナ対策として「Zoomミーティング」を利用したWeb会議を開催しました。昭和支部として初めての試みであり、今後の活用に向けた実践練習を兼ねての開催です。

前半の講義では、益田会員より建設業法施行規則改正省令案に関して、改正案の解説と業務への影響についてお話をしていただき、続いて「CCUS（建設キャリアアップシステム）」の代行申請業務受任に向けた営業の可能性についてご紹介いただきました。

後半の講義では、松葉会員より車庫証明の取得に関して、豊富な経験に基づき、実体的要件と申請書記載方法について、業務遂行上注意すべき点を詳細に解説していただきました。どちらの講義も実務に直結する有意義な内容でした。

最後に、新型コロナの影響で支部イベントが開催できないこともあり、この機会を利用して参加者の中の新入会員3名に自己紹介をしていただきました。初めてのWeb会議でしたが概ねスムーズに開催できました。他の支部イベントにも活用が期待されま

す。

名古屋  
支部

## 河村たかし名古屋市長 に要望書を提出

名古屋支部 宇佐美 誠祥

日時 令和2年8月31日(月)  
午前11時30分～11時45分

場所 名古屋市役所市長室

出席者 5名

この度の新型コロナウイルス感染拡大による影響を多大に受けている個人事業主及び法人への各種給付金等の申請手続きにおいて、不正受給案件の増加がみられ、名古屋支部管内における申請者の混乱状況にも鑑み、申請及び受給の適正化を図るため、本会はもとより、各方面からのご協力を得て、河村たかし名古屋市長に要望書を提出いたしました。

これら各種申請業務は行政書士業務であり、行政書士を活用することにより申請の適正化が図られ、行政運営が円滑かつ迅速になり、さらには申請者の負担軽減に大きく貢献することができます。

また、名古屋市とは平成25年に「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書」を締結しており、今回の件は『その他の災害』に該当するとも考えられ、協定を発動するとともに迅速な連携を求めました。

今回の要望書提出に当たっては、迅速性が重要であると考え、当支部単独にて取り纏めましたが、本会及び政連にもご協力いただきました事、深く感謝いたします。

昭和  
支部

## 無料相談会相談員 のための説明会

昭和支部 中津留 太郎

日時 令和2年7月27日(月)  
午後4時～5時  
場所 天白スポーツセンター 会議室1  
出席者 15名



昭和支部主催の無料相談会で相談員を務める支部会員向けに、今年度の開催に先立ち説明会を開催しました。検温、手指消毒を実施しマスク着用の上、新規相談員となる会員4名を含む15名が出席しました。

相談会での注意事項を記載した「相談会心得」に基づき、担当役員が重要事項を説明しました。新型コロナ対応については、各相談員にフェイスシールドが配布されるなど、対策の徹底が強調されました。参加者からも新型コロナ対応に関する質問が出され、当日とるべき対応について熱心にメモを取っていました。

相談員のフォローアップの機会として、定期開催される市民法務研究会があります。相談会の内容を報告し情報を共有するだけでなく、回答内容のレビューや別の回答案の検討などの議論を通してスキルアップが図られます。

実際の相談会では、ベテラン会員と該当分野での経験の浅い会員がペアになるよう配置されます。未経験者でも無理なく相談対応経験を積むことができ、新入会員も積極的に参加しています。

新型コロナ感染収束の見通しが立たない状況が続いていますが、今年度も無事に開催され市民の皆様のお役に立てることを切に願っています。

昭和  
支部

## 第1回 市民法務研究会

昭和支部 中津留 太郎

日時 令和2年8月7日(金)  
午後3時30分～6時  
場所 天白図書館第一集会室  
出席者 12名  
テーマ 第1部『無料相談会の報告』  
第2部『相談会ロールプレイング』



当日は、参加者数を会場定員の半分以下に抑え、参加者のアルコール手指消毒の後、連日の猛暑の中会場の窓を全開で換気をした上でマスクを着用し、ソーシャルディスタンスに気を配りながら開催しました。

第1部は森田哲也会員の進行で、相談会の報告が行われました。相談会当日の報告書を兼ねた「昭和支部相談会受付票」に基づき、相談内容の紹介と回答について報告し、出席者全員で情報を共有しました。各事例について皆で検討し、回答者への質問や、別の回答案の検討など、活発なやりとりがありました。

休憩をはさみ、第2部は伊福泰則幹事の進行で相談会のロールプレイング研修です。相談者役と相談員役にわかれて、実際の相談事例からの3設問に対し、2班にわかれてロールプレイングを行いました。第1部で事例検討を行っていたためか、リラックスした雰囲気の中で、真剣に取り組んでいました。なかには目からウロコの意見も飛び出しました。

また、お忙しい中を参加頂いた千田久人支部長からも貴重な体験談を伺い、大変充実した内容となりました。

参加者全員で机や椅子等をアルコール消毒して閉会しました。

一宮  
支部

## 一宮商工会議所 相談会の開催

会報委員 奥 智子

日時 令和2年8月12日(水)・8月26日(水)  
午前9時～午後4時  
場所 一宮商工会議所



今年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、政府及び自治体からの外出自粛要請により、全国各地で経済的に大きな打撃を受けました。

私たちの地域でも中小企業等を中心に経営存続の危機に立たされた方もいらっしゃいます。

こうした背景の中、私たちは地域との連携を図り、地域の方々に行政書士としての役割と必要性を発信すべく、支部エリア内の商工会議所及び商工会窓口を訪問し、担当者の方々と協議を重ね、無料相談会という形で支援の取り組みを行うことができました。

その中で、支部エリア内では最初に一宮商工会議所において「持続化給付金」や新たに創設された「家賃支援給付金」などの相談に応じました。

窓口では、申込書の書き方や取り揃える書類などの案内を行い、商工会議所担当者と連携し、円滑に事務手続きが進むよう支援を行いました。

今後も支部エリア内の各商工会議所及び商工会において相談会実施を展開する予定です。

こうした地道な活動を通じ、地域経済を支え、また社会貢献に寄与し、我々行政書士が地域から身近な存在・期待される存在であることを発信し続けていければと思います。

知多  
支部

## 研修会

知多支部 間瀬 洋平

日時 令和2年9月3日(木)  
午後2時～4時  
場所 阿久比町中央公民館 大会議場301西  
講師 権田 泰一会員 (知多支部)  
出席者 19名



9月3日、阿久比町中央公民館にて知多支部の研修会が開催されました。

講師に権田泰一会員をお迎えして「相続事件の流れ」というテーマでご講義していただきました。

参加者には、お饅頭とお茶が振舞われ、和やかな雰囲気での研修は始まりました。

講義はまず、相続事件を受任した場合、いつからやるべきか、また、何からやるべきかを順番にご講義していただきました。

戸籍法の変遷を解説していただきながら、戸籍情報の収集の際に注意すべきことや、依頼者の負担を減らす方法へと、講義は続きました。

戸籍情報の収集に関して、職務上請求書を使用する会員は多いかと思いますが、「職務上請求書は特権である。そのことを忘れないように。」という権田会員の言葉から、権利には責任が伴うことを再認識することができました。

相続財産の名寄せ、遺産分割協議書、代襲相続、数次相続、会社役員の場合など、具体例を交えながら講義は続きました。

最後に、行政書士として依頼者の信頼を得やすい遺言書の作成について、ご講義していただき、研修は終了しました。

豊富な実務経験に基づいた、わかりやすい研修をありがとうございました。

中央  
支部

## 令和2年度第1回国際 私法業務部会研修会

会報委員 梅村 晃士

日時 令和2年9月25日(金)  
午後2時～4時  
場所 ライブ配信（愛知県行政書士会館2階会議室）  
講師 名古屋法務局民事行政部供託課 担当職員  
テーマ 『自筆証書遺言書保管制度について』  
出席者 42名（申込者）



中央支部の令和2年度第1回国際私法業務部会研修会は、名古屋法務局民事行政部供託課の担当職員を講師にお招きし、民法改正に伴い本年7月10日より開始されました「自筆証書遺言書保管制度」について講義をしていただきました。

講義の前半では、本制度の概要についてイメージ図を用いてご説明いただいた後、遺言書の保管の申請の流れを実際の申請書様式などを用いたレジュメに沿ってわかりやすくご説明していただきました。

後半は、保管後の遺言者の住所等の変更や閲覧、撤回の流れ、そして遺言者死亡後の関係相続人等が請求する遺言書保管事実証明書や遺言書情報証明書の交付請求の流れと遺言書の閲覧請求の流れをご教示いただきました。

全体を通して、とても中身の濃いレジュメとなっており、特に遺言者の生存中と死亡後に誰が何を出来るのかをまとめた一覧表などはわかりやすく、そこから制度の理解を深めていくのに役立つのではと思いました。

尚、本研修は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中央支部の研修としては初めての試みとなるライブ配信のみでの研修となりましたが、ご視聴いただきました皆さまの今後の業務に役立てていただければと思います。

### ちょっとひと息 「品種登録」～電子出願／電子納付編～

**Q** 電子出願の場合、出願内容に不備があった場合はどうなるのですか。

**A** 入力アシスト機能により、記載漏れ等があった場合は出願できません。なお、必要事項を入力して出願した後で内容に不備等があった場合は、自主出願補正書をシステムからアップロードすることで自主補正することが可能です。

**Q** 出願料は今までどおり収入印紙で支払うのですか。また現金での支払いでもかまいませんか。

**A** 電子出願の場合は、画面で通知された納付番号等により「ペイジー」を利用してインターネットバンキング又はATMで納付していただけます。なお、出願から15日を過ぎると支払いができなくなります。その場合は収入印紙（47,200円分）を自主補正書に添付して農林水産省知的財産課種苗室まで郵送してください。なお、さらに15日を過ぎますと農林水産大臣名の補正命令が発出されます。命令日から15日以内に支払われないと出願が却下されます。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

# 事務局だより

■令和2年8月

3日(月)	国際・私法部会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事、吉川理事 自由業団体当番会出席
4日(火)	ADR手続説明会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事 浅野会計事務所訪問 伊藤常務理事、伊福理事 OVA21訪問
5日(水)	部長会開催
6日(木)	申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催 前田会長、市川副会長 伊藤顧問弁護士事務所訪問 市川副会長、早川常務理事 名古屋経済大学会場訪問
7日(金)	前田会長 中地協理事会出席 会報9月号校正会議開催 小椋理事 封印払出書確認作業 新規登録受付
11日(火)	本会常設無料相談会〔電話対応〕開催 総務省名古屋総合行政相談所暮らしの行政・法律相談開催 市川副会長、森局長 県法務文書課訪問 前田会長、市川副会長 土地家屋調査士会会長来館対応 佐藤理事 封印払出書確認作業 新規登録受付
13日(木)	子安副会長、平松理事 ADR手続実施者候補者養成講座基礎編打合せとWEB通信テスト
17日(月)	西川相談役 日行連中央研修所正副所長会議WEB出席
18日(火)	前田会長 日行連常任理事会WEB出席 ADR手続説明会開催 ADR手続実施者候補者養成講座基礎編開催 小柳津副会長、伊藤常務理事、吉川理事、後藤職員 自由業団体行事打合せ、名鉄グランドホテルとナディアパーク訪問 国際私法部業務相談会開催
19日(水)	前田会長 日行連常任理事会WEB出席 西堀副会長、岩井・渡邊常務理事 親族調査考査業務
20日(木)	登録証交付式 職務上請求書ビデオ説明会開催 親族調査考査結果検討会議開催
21日(金)	法務部会開催 蓬田委員長、川津理事 申取指定研修WEB通信 小椋理事 封印払出書確認作業
24日(月)	戸籍の見方に関する研修会開催
25日(火)	申請取次行政書士管理委員会開催 申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催 西堀副会長、渡邊常務理事 県法務文書課訪問 西堀副会長、黒澤常務理事 県警組織犯罪対策課訪問 試験第2回正副サブ責任者会議開催
26日(水)	企画情報部開催 小椋理事 封印払出書確認作業
27日(木)	名誉会長・相談役との懇談会開催 経理部会開催 市川副会長 南山大学総務課訪問 大内田会員 定時総会議事録署名
28日(金)	建設環境部会開催 建設環境部業務研修会開催
31日(月)	法人経営部会開催 前田会長、岩井常務理事、竹田理事、西川相談役、宇佐美会員 名古屋市長訪問

## ■令和2年9月

1日(火)	ADR手続説明会開催
2日(水)	前田会長 日行連常任理事会WEB出席 親族調査連絡会開催 市川副会長、岩井常務理事 新規登録申請現地調査
3日(木)	前田会長 日行連常任理事会WEB出席 運輸交通部会開催 総務部打合開催
4日(金)	正副会長会開催 広報部会開催 ADR紛争解決小委員会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事、吉川理事 自由業団体定例会出席
7日(月)	監察委員会開催 渡邊常務理事 県総務部長訪問 市川副会長、早川常務理事 南山大学訪問 佐藤理事 封印払出書確認作業
8日(火)	西川相談役 日行連申取管理委員会出席 部長会開催 国際・私法部会開催 本会常設無料相談会〔電話対応〕開催 総務省名古屋総合行政相談所暮らしの行政・法律相談開催 伊藤常務理事 中部日本広告社来館対応
9日(水)	小椋理事 封印払出書確認 子安副会長、平松理事 ADR手続実施者候補者養成講座打合せ
10日(木)	新規登録受付 常設無料相談員全体会議開催
11日(金)	新規登録受付 封印管理委員会開催
14日(月)	綱紀委員会開催 前田会長、吉川・島津理事 理事会議案打合せ 小柳津副会長、蓬田委員長 名古屋入管訪問
15日(火)	前田会長 日行連編集会議出席 ADR手続説明会開催 ADR手続実施者候補者養成講座基礎編開催 川津理事 申取指定研修DVD受講対応
16日(水)	支部長会開催 70周年実行委員会開催 市川副会長 南山大学訪問
17日(木)	企画情報部会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事 東海ラジオと中日新聞を表敬訪問 市川・子安副会長、早川常務理事、森局長、安藤次長、秋好職員 行政書士試験会場下見
18日(金)	西川相談役 日行連中央研修所運営会議WEB出席 西堀副会長、渡邊常務理事、相岡職員 新入会員基礎研修会会場下見 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 西堀副会長、伊藤・黒澤常務理事 浅野会計事務所訪問
19日(土)	名城大学院科目履修民法Ⅱ開催
23日(水)	初心者向け業務研修会コロナ禍における建設業許可申請・届出について開催
24日(木)	部長会開催 理事会開催 常任幹事会理事会開催 申請取次行政書士管理委員会開催 建設環境部業務相談会開催
26日(土)	名城大学院科目履修民事手続法Ⅰ開催
28日(月)	建設業界における外国人材に関する研修会開催
29日(火)	会報11月号編集会議開催 法務部会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事、岐阜会・三重会との合同広報活動としてNHK名古屋放送局訪問 仙石理事 東京法律専門学校名古屋校へ講師派遣
30日(水)	前田会長 日行連常任理事会出席 初心者対象CAD研修会開催 土地利用部会開催

# 会 | 員 | の | 動 | 向

令和2年9月25日現在

個人会員数 3,098人  
法人会員数 50法人

## 新規登録入会者の紹介



登録番号 第20191632号  
会員番号 第6322号  
入会年月日 令和2年8月1日  
氏名 木村 全男

事務所 木村全男行政書士事務所  
日進市赤池五丁目1908番地 サンマンションアトレ赤池203  
電話番号 052-680-9564 所属支部 昭和



登録番号 第20191636号  
会員番号 第6326号  
入会年月日 令和2年8月1日  
氏名 杉本 敏文

事務所 行政書士オフィス・シダークリーン  
名古屋市緑区鳴海町字山腰5番地の1  
電話番号 052-750-5804 所属支部 名南



登録番号 第20191633号  
会員番号 第6323号  
入会年月日 令和2年8月1日  
氏名 家田 恭秀

事務所 いえだ行政書士事務所  
名古屋市千種区今池一丁目19番6号(第1グリーンマンション501号)  
電話番号 052-717-0355 所属支部 中央



登録番号 第20191637号  
会員番号 第6327号  
入会年月日 令和2年8月1日  
氏名 小出 好秀

事務所 小出好秀行政書士事務所  
名古屋市中区大須二丁目20番36号 宝マンション大須406号  
電話番号 052-209-8484 所属支部 中央



登録番号 第20191634号  
会員番号 第6324号  
入会年月日 令和2年8月1日  
氏名 松井 俊幸

事務所 松井俊幸行政書士事務所  
名古屋市中区丸の内3丁目5番35号 弁護士ビル402号  
電話番号 052-961-0651 所属支部 中央



登録番号 第20191638号  
会員番号 第6328号  
入会年月日 令和2年8月1日  
氏名 北河 治

事務所 北河行政書士事務所  
名古屋市中村区城主町5丁目20番地  
電話番号 090-1568-4661 所属支部 名古屋



登録番号 第20191635号  
会員番号 第6325号  
入会年月日 令和2年8月1日  
氏名 高柳 裕成

事務所 高柳裕成行政書士事務所  
新城市字札木29番地1  
電話番号 0536-22-2579 所属支部 新城



登録番号 第20191639号  
会員番号 第6329号  
入会年月日 令和2年8月1日  
氏名 深田 貴幸

事務所 行政書士深田事務所  
西尾市吉良町寺嶋御手洗73番地  
電話番号 090-4254-5752 所属支部 西尾



登録番号 第20191640号  
 会員番号 第6330号  
 入会年月日 令和2年8月1日  
 氏名 山下 明彦

事務所 行政書士やました事務所  
 名古屋市東区相生町57番地 Aphrodite1103号  
 電話番号 052-854-6148 所属支部 中央



登録番号 第20191870号  
 会員番号 第6336号  
 入会年月日 令和2年9月1日  
 氏名 西行 潔

事務所 西行潔行政書士事務所  
 名古屋市千種区東明町7丁目31番地の2  
 電話番号 052-781-9105 所属支部 中央



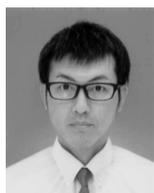
登録番号 第20191641号  
 会員番号 第6331号  
 入会年月日 令和2年8月1日  
 氏名 鷺野 直久

事務所 鷺野行政書士事務所  
 名古屋市中村区大正町3丁目20番地  
 電話番号 052-451-5591 所属支部 名古屋



登録番号 第20191871号  
 会員番号 第6337号  
 入会年月日 令和2年9月1日  
 氏名 山本 高大

事務所 ハイビックス行政書士事務所  
 名古屋市中区新栄1丁目47番15号 千早グリーンハイツ201号  
 電話番号 052-263-4001 所属支部 中央



登録番号 第20191642号  
 会員番号 第6332号  
 入会年月日 令和2年8月1日  
 氏名 山崎 仁

事務所 行政書士山崎仁事務所  
 豊橋市平川本町二丁目10番地1 平川ガーデンハイツ213  
 電話番号 0532-26-5697 所属支部 東三



登録番号 第20191872号  
 会員番号 第6338号  
 入会年月日 令和2年9月1日  
 氏名 山口 洋子

事務所 行政書士事務所あじさい  
 知多市南粕谷2丁目47番地の455  
 電話番号 080-6916-8860 所属支部 知多



登録番号 第20191868号  
 会員番号 第6334号  
 入会年月日 令和2年9月1日  
 氏名 加藤 則夫

事務所 SDD加藤行政書士事務所  
 安城市安城町天草73番地2  
 電話番号 0566-70-8155 所属支部 碧海



登録番号 第20191873号  
 会員番号 第6339号  
 入会年月日 令和2年9月1日  
 氏名 横田 泰宜

事務所 行政書士横田泰宜事務所  
 豊橋市小向町字下野37番地の1  
 電話番号 0532-43-5172 所属支部 東三



登録番号 第20191869号  
 会員番号 第6335号  
 入会年月日 令和2年9月1日  
 氏名 石野 隆広

事務所 楠行政書士事務所  
 名古屋市北区三軒町280番地の1 (パレス三軒406号)  
 電話番号 052-717-0799 所属支部 西北



登録番号 第20191874号  
 会員番号 第6340号  
 入会年月日 令和2年9月1日  
 氏名 松田 誠司

事務所 行政書士法人あいち行政&相続 安城支店  
 安城市桜町17番地5 APビル3F  
 電話番号 0566-45-5880 所属支部 碧海

## 会員の動向



登録番号 第20191875号  
 会員番号 第6341号  
 入会年月日 令和2年9月1日  
 氏名 青山 知代

事務所 ながくて行政書士事務所  
 長久手市中池34番地1  
 電話番号 090-6081-6211 所属支部 東名



登録番号 第20191880号  
 会員番号 第6346号  
 入会年月日 令和2年9月1日  
 氏名 香月 隆義

事務所 香月行政書士事務所  
 名古屋市中種区汁谷町70番地 オリエンタルクリニックマンション102号  
 電話番号 052-715-3431 所属支部 中央



登録番号 第20191876号  
 会員番号 第6342号  
 入会年月日 令和2年9月1日  
 氏名 林 めぐみ

事務所 行政書士林 鍵一事務所  
 名古屋市中区金城町3-31  
 電話番号 052-914-7337 所属支部 西北



登録番号 第20191881号  
 会員番号 第6347号  
 入会年月日 令和2年9月1日  
 氏名 古林 賢輔

事務所 春日井西部行政書士事務所  
 春日井市柏井町2丁目59番地 つかもとビル3F  
 電話番号 0568-31-7268 所属支部 尾張



登録番号 第20191877号  
 会員番号 第6343号  
 入会年月日 令和2年9月1日  
 氏名 猪切 優江

事務所 行政書士猪切優江事務所  
 弥富市六條町芝切171番地12  
 電話番号 080-2643-4112 所属支部 海部



登録番号 第20191882号  
 会員番号 第6348号  
 入会年月日 令和2年9月1日  
 氏名 板谷 美希

事務所 板谷美希行政書士事務所  
 名古屋市中村区則武一丁目10番6号 側島ノリタケビル703  
 電話番号 090-1626-1896 所属支部 名古屋



登録番号 第20191878号  
 会員番号 第6344号  
 入会年月日 令和2年9月1日  
 氏名 宮内 隆一

事務所 スクエアワン行政書士事務所  
 名古屋市中区丸の内二丁目15番12号-2 ザ・テラス丸の内ビル504号室  
 電話番号 052-228-9320 所属支部 中央



登録番号 第20191879号  
 会員番号 第6345号  
 入会年月日 令和2年9月1日  
 氏名 荒川 俊男

事務所 荒川俊男行政書士事務所  
 名古屋市中区笠寺町字迫間15番地  
 電話番号 052-821-3155 所属支部 名南

## 退会者のお知らせ

令和2年9月25日現在

支部	氏名	退会日
尾張	中 島 一 徳	令和2年7月28日
中央	清 水 勇 夫	令和2年7月31日
西尾	鈴 木 純 夫	令和2年8月25日
西北	加 藤 伸 一	令和2年8月31日
尾北	高 木 貴 之	令和2年8月31日
碧海	鈴 村 明 一	令和2年9月4日
碧海	蒲 野 務	令和2年9月4日
中央	岩 上 奈 東	令和2年9月7日
岡崎	橋 詰 雄 二	令和2年9月9日
東名	成 田 憲 治	令和2年9月16日

## 法人会員の变更案内

法人番号	第1605901号
会員番号	第H36号
法人の名称	かなで行政書士法人
主たる事務所の名称	かなで行政書士法人
使用人	内島 優夢
変更事由	使用人の雇用
所属支部	中央
法人番号	第1701301号
会員番号	第H38号
法人の名称	行政書士法人アベニール
従たる事務所の名称	行政書士法人アベニール 名古屋中川事務所
社員（脱退）	川津 拓也
社員（加入）	西飯 朋浩
変更事由	社員の脱退、社員の加入
所属支部	中央
法人番号	第1603307号
会員番号	第H64号
法人の名称	行政書士法人F & Partners
主たる事務所の名称	行政書士法人F & Partners 名古屋事務所
使用人	浅井 美樹
変更事由	使用人の雇用
所属支部	中央
法人番号	第1704701号
会員番号	第H45号
法人の名称	行政書士法人中村事務所
従たる事務所の名称	行政書士法人中村事務所 岡崎オフィス
社員	土門 達矢
変更事由	従たる事務所設置、社員の加入、 従たる事務所廃止、社員の脱退
所属支部	名古屋
法人番号	第1803201号
会員番号	第H49号
法人の名称	行政書士法人アスア
主たる事務所の名称	行政書士法人アスア
事務所所在地	名古屋市市中川区荒江町36番17号
事務所電話番号	052-364-6336
変更事由	事務所所在地、事務所電話番号
所属支部	名古屋

法人番号	第1901401号
会員番号	第H54号
法人の名称	みなと行政書士法人
主たる事務所の名称	みなと行政書士法人
事務所所在地	名古屋市港区土古町二丁目5番地
変更事由	事務所所在地
所属支部	名古屋

法人番号	第0801301号
会員番号	第H10号
法人の名称	行政書士法人いしはら事務所
従たる事務所の名称	行政書士法人いしはら事務所 豊田事務所
使用人	堀田 ひろ美
変更事由	使用人の雇用
所属支部	岡崎

法人番号	第1701501号
会員番号	第H39号
法人の名称	行政書士法人あいち行政&相続
主たる事務所の名称	行政書士法人あいち行政&相続
使用人	鈴木 薫、山本 和幸
変更事由	使用人の雇用
所属支部	碧海

## 新規法人登録入会の紹介

法人番号	第1600607号
会員番号	第H66号
入会年月日	令和2年6月12日
法人の名称	ベンチャーサポート行政書士法人
従たる事務所の名称	ベンチャーサポート行政書士法人 名古屋オフィス
従たる事務所	名古屋市中央区名駅三丁目17番34号 ナカモビル5階
従たる事務所電話番号	052-589-1056
所属支部	名古屋

法人番号	第2005701号
会員番号	第H67号
入会年月日	令和2年7月15日
法人の名称	行政書士法人KIS名古屋事務所
主たる事務所の名称	行政書士法人KIS名古屋事務所
主たる事務所	名古屋市中区丸の内二丁目2番7号
主たる事務所電話番号	丸の内弁護士ビル201号202号 052-209-5547
所属支部	中央

## 事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	高江 輝臣	名古屋市中区栄1丁目6番15号 (グランドメゾン御園座タワー804号)	460-0008	090-7315-4306	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	井上 司郎	名古屋市長東区極楽三丁目96番地1 ヒルズ愛英2階206号室	465-0053	052-485-5726	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	岩瀬 洋文				単体会変更(東京会へ)
中央	新實 慶三	名古屋市中種区南明町1丁目27 エムズ南明202	464-0845	052-734-7700	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	山口 徹	名古屋市中区千代田5丁目18番19号 きんそうビル4階	460-0012	052-684-7900	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	鈴木 啓介	名古屋市中区丸の内三丁目15番13号 サン・丸の内三丁目ビル1103	460-0002	052-212-6807	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	山崎 俊			052-915-5515	事務所電話番号
西北	池山 浩	北名古屋市長成寺松の木36番地	481-0039	0568-23-0513	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	本多 証一	名古屋市中川区荒江町36番17号	454-0032	052-364-6336	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	鶴田 幸久 グロースリンク行政書士事務所	名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12 グローバルゲート19階	453-6119		事務所名称、 事務所所在地
名古屋	山口 智史	名古屋市中村区畑江通9丁目28番1 エスポワール杉山702	453-0851		事務所所在地
名古屋	大板 一志	名古屋市中村区名駅3丁目25番9号 堀内ビル5階	450-0002		事務所所在地
名古屋	吉田 武 フレイヤ行政書士	名古屋市中川区高畑5丁目34番地5 C-2	454-0911	052-364-6377	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	渡邊 隆太	名古屋市中川区荒江町36番17号	454-0032	052-364-6336	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	川津 拓也 川津拓也行政書士事務所	名古屋市中村区名駅三丁目20番20号 名駅錦ビル6階	450-0002	052-212-6959	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	西井 康浩 ベンチャーサポート行政書士法人 名古屋オフィス	名古屋市中村区名駅三丁目17番34号 ナカモビル5階	450-0002	052-589-1056	単体会変更(東京会より)
名古屋	岩村 喬平 行政書士岩村事務所	名古屋市中村区角割町5丁目37番地	453-0852	052-461-5820	単体会変更(東京会より)
昭和	長野 寿一				単体会変更(静岡会へ)
名南	大島 幸子 大島幸子行政書士事務所			052-684-7661	氏名、事務所名称、 事務所電話番号
名南	近藤 修		457-0005		郵便番号
東名	服部 麻帆			052-777-5177	事務所電話番号

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
尾張	鈴木 良剛	春日井市高蔵寺町3丁目2番地11 PRIMA高蔵寺306号	487-0013		事務所所在地
尾張	山崎 真一郎	春日井市烏居松町6丁目55番地1 テイクスビル4階	486-0844	0568-85-5559	事務所所在地、 事務所電話番号
尾北	森 優子 行政書士もり事務所	江南市高屋町中屋舗56番地1	483-8083	080-8979-3455	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	猪野 裕作 猪野行政書士事務所	一宮市木曾川町玉ノ井字穴太部106番地1	493-0004	090-3837-8854	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	井戸 淳午	一宮市泉2丁目5番14号 Verede泉A	491-0861		事務所所在地
一宮	奥 智子			090-6595-8796	事務所電話番号
海部	猪切 和恵 行政書士猪切和恵事務所	弥富市六條町芝切171番地12	490-1401	0567-69-8110	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
岡崎	竹内 麻央 クレサス行政書士事務所	岡崎市伝馬通5丁目69番地 山崎工業ビル3階	444-0038	0564-64-3291	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
豊田	野村 年正 行政書士野村年正事務所	豊田市泉町3丁目2番地66	471-0803		事務所名称、 事務所所在地
碧海	所 佳之			050-3578-1056	事務所電話番号
東三	鈴木 基雄 行政書士鈴木事務所	豊川市高見町1丁目40番地の1 ルミエール高見102号	442-0883	080-4305-3041	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号

## ご逝去会員のお知らせ

中央支部 山本吉正 会員 令和2年7月5日ご逝去 (享年82歳)  
 豊田支部 鈴木 肇 会員 令和2年9月3日ご逝去 (享年79歳)  
 東三支部 新美重美 会員 令和2年9月18日ご逝去 (享年78歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会  
 会長 前田 望



# COSMOS通信11月号

## 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

### 一般社団法人コスモス成年後見 サポートセンター 愛知県支部令和2年度定時総会報告

日 時 令和2年9月25日(金)  
午後3時～3時40分  
場 所 愛知県行政書士会館3階ABC会議室  
出席者 66人(内、有効委任状数53人)  
(令和2年9月25日現在正会員数87人)

午後3時に八十川総務財政部長の司会進行に始まり、伊福副支部長の「開会の辞」により、本総会は開会されました。

本総会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から来賓によるご祝辞等の式典は行わず、開催時間の短縮および会員の来場についても可能な限り少人数にとどめるなど、通常とは異なる開催方法で行いました。(来場者の検温・マスク着用義務・手指消毒、会場の換気等々、最大限の感染防止策を施しました。)

平松支部長の挨拶の後、本総会審議に入りました。議長は、尾張地区の堀己喜男会員が選任されました。本総会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催時間の短縮及び来場人数を可能な限り少人数にとどめさせて頂いている関係上、副議長の選任は行いませんでした。なお、議事録署名人には、尾張地区の有我昌久会員、尾張地区の土井正人会員を選任いたしました。

議案は下記の通り、順次、報告・審議が行われました。  
記

- 第1号議案 令和元年度事業経過報告
- 第2号議案 令和元年度会計決算承認の件 (承認)
- 第3号議案 令和2年度事業計画(案)承認の件 (承認)
- 第4号議案 令和2年度会計予算(案)承認の件 (承認)

なお、本総会には4件の質問が寄せられ、執行部より質問に対して丁寧な回答がなされました。

その後、吉川副支部長の「閉会の辞」により、本総会は閉会いたしました。

### セミナー・相談会の開催報告

日 時 令和2年8月13日(木) 午後1時30分～4時  
場 所 小牧市役所  
相 談 会 相談員：丹羽 友道会員 加藤 邦彦会員  
相談者：1人

日 時 令和2年8月19日(水) 午後1時～4時  
場 所 犬山市役所 会議室  
相 談 会 相談員：堀 己喜男会員 丹羽 友道会員  
相談者：1人

日 時 令和2年9月14日(月) 午後1時～4時  
場 所 岩倉市役所 市民相談室  
相 談 会 相談員：池山 正彦会員 丹羽 友道会員  
相談者：1人

日 時 令和2年9月15日(火) 午後1時～4時  
場 所 北名古屋市役所東庁舎  
相 談 会 相談員：池山 正彦会員 井上 一男会員  
相談者：1人

### セミナー・相談会の開催予定

日 時 令和2年11月18日(水) 午後1時～3時  
場 所 犬山市役所 会議室  
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和2年11月19日(木) 午後1時～3時  
場 所 扶桑町老人憩いの家  
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和2年11月25日(水) 午後1時30分～4時30分  
場 所 総合福祉センター小ホール(春日井市)  
公開セミナー 成年後見セミナー  
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和2年12月10日(木) 午後1時30分～4時  
場 所 小牧市役所  
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和2年12月15日(火) 午後1時～4時  
場 所 北名古屋市役所西庁舎  
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年1月7日(木) 午後1時30分～3時30分  
場 所 江南市役所西分庁舎  
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年1月18日(月) 午後1時～4時  
場 所 岩倉市役所 市民相談室  
相 談 会 成年後見等無料相談会

〈コスモスあいち主催 大規模イベント〉

「終活に備えて知っておこう!」～あなたに寄り添う後見人～  
日 時 令和3年3月6日(土) 午後1時～4時  
場 所 高齢者就業支援センター大会議室(昭和区御器所)  
内 容 落語、寸劇、セミナー、シンポジウム、個別無料相談会  
後 援 愛知県、名古屋市、公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会、愛知県行政書士会

※尚、日程等は変更になる場合があります。

### コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。  
申込先 コスモスあいち事務局  
TEL 052-908-3022

## あとがき

今年、激動の年となりましたが、会員の皆様はいかがお過ごしでしょうか。昨年発生した「豚熱（豚コレラ）」が現在18都府県で確認されています。養豚農家は大打撃を受けていますが、人には感染しないとの事で一時安心していましたが、年初めから「新型コロナウイルス」の感染が中国武漢で発生したのを皮切りに、数ヶ月の間に全世界に感染が拡大し、未だ収束傾向に至っていません。政治家や著名人によれば、この事態はもはや“戦争”だと言います。9/27時点での全世界の感染者数は約3,284万人、死者数は約99万4千人です。政治、経済、教育、各種産業等に近代希に見る多大な損失と規制を与え続けています。しかしながら、人類の英知により、通常市場に出るまで10年かかると言われるワクチンが、来年には接種ができるという希望もあります。年末冬場に向け、各種インフルエンザが流行する季節になります。また、地球温暖化の影響で新しい感染症が発生するかもしれません。感染症の怖さを痛感した年でもあります。今、私達ができることは「3密の回避」「手洗い」「咳エチケット」の感染症対策の徹底を意識的に実行する事だと思います。

会報委員長 長峰 均

## 《今月の表紙》 西尾城二之丸丑寅櫓及び土堀

西尾城は、江戸時代には代々譜代大名が城主を務め、明和元年（1764）からは大給松平氏が6万石の城主となり明治維新を迎えました。

明治以降に城は取り壊されて、城の遺構は本丸と二之丸、姫丸の一部などが残るのみですが、平成8年から歴史公園として整備が進められて二之丸の鍬石門や本丸丑寅櫓が復元されました。

この度新たに二之丸丑寅櫓と土堀が令和2年7月に完成しました。二之丸丑寅櫓は二之丸の北東隅（丑寅の方角）に建てられていた隅櫓です。木造で、木材は愛知県産のヒノキとスギを使用しています。大きさは東西三間（5.4m）、南北四間（7.2m）、高さは二丈七尺五寸（8.3m）望楼型の二重櫓（内部三階）の構造で、一階部分は土間になっています。東面には、敵を攻撃する石落としを兼ねた出窓があります。外壁は黒い下見板張とし、軒丸瓦や軒平瓦は発掘調査で出土した瓦をもとにデザインするなど、できる限り史実に近い形で復元しました。二之丸丑寅櫓は建築基準法の関係で普段は中に立ち入ることができません。

西尾城は古写真や指図などの資料は残っていないため、城郭建築の第一人者である広島大学名誉教授の三浦正幸氏に依頼して、復元考証を行い、江戸時代の『西尾城郭覚書』などの資料を使い、できる限り史料に忠実な復元を目指しました。

また、二之丸丑寅櫓から天守台までの約52mの土堀も復元しました。木造で控え柱を持つ高さ約2mの構造です。鉄砲狭間と矢狭間が2対1の割合で設けてあり、敵を攻撃するために2か所の張り出し部分がある屏風折れになっています。屏風折れの土堀は全国でも珍しく、西尾城の特徴の一つです。

紹介文：西尾市文化財課課長 石川 浩治

写真提供：西尾市秘書広報広聴課（掲載許諾済）

## 会報303号 担当

広報部	担当副会長	小柳津えみ
	部長	伊藤 直仁
	次長	水野 悠
	部員	戸加里邦子
	部員	山本 篤
	委員	吉川 明宏

会報委員会	委員長	長峰 均
	副委員長	奥 智子
	本号担当委員	
	（表紙）	太田 知明
	（会員訪問記）	加藤 敏明

## 会報303号 令和2年11月1日発行

発行人 前田 望  
編集人 伊藤 直仁

発行所 愛知県行政書士会  
〒461-0004  
名古屋市東区葵一丁目15番30号  
TEL 〈052〉 931-4068（代）  
FAX 〈052〉 932-3647  
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp  
http://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

# 行政書士制度70周年記念式典について

例年1月開催の新年賀詞交歓会に代わり、令和3年1月12日(火)に「行政書士制度70周年記念式典」を開催します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極々縮小して限られた来賓のみをお招きしての開催といたします。

つきましては、記念式典をライブ配信いたしますので、会員各位におかれましては各事務所等でご覧いただきますようお願いいたします。ライブ配信の詳細は、開催日が近くなりましたら本会ホームページ(会員ページ)にてお知らせいたします。

## 一愛知県行政書士会会員へのお知らせ一 令和3年カレンダーについて

広報ツールとして毎年作成しておりますカレンダーですが、本年度も愛知会PR用としての卓上式の他に、壁掛け式カレンダーを作成いたします。

カレンダーにつきましては、本会にお越しの折にお持ち帰りいただけるよう12月1日より本会1階事務局に用意をいたします。「お一人様1部」のお願いと、代理受領はお断りします。なお、無くなり次第終了させていただきますことをご了承ください。

広報部

### 行政書士ADRセンター愛知

#### 自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
- ・自転車と歩行者との衝突
- ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。



※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。

#### 居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



#### 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



#### 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
- ・外国人の職場での待遇についての不満
- ・外国人の就学者に対するいじめ
- ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争



#### 行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体: 愛知県行政書士会(所管)行政書士ADRセンター愛知運営委員会
  - 実施主体: 運営委員会が選任した手続実施者
  - 実施場所: 名古屋市中区葵一丁目15番30号 愛知県行政書士会館
  - 実施日: 毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
  - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
  - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分